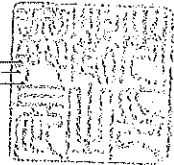


大槻 賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三



行政文書部分開示決定通知書

令和2年11月23日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	起案文書、伺い文、工事請負契約書 (小田内川土砂撤去工事)、小田内川土砂撤去工事設計書		
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)	
	場所		
開示の方法			
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	工事請負契約書のうち「印影」、小田内川土砂撤去工事設計書のうち「材料の数量以外の数量」「単価」「金額」「算出根拠」「諸経费率算定率」は不開示とします。 上記のうち「印影」は、舞鶴市情報公開条例第5条第2号に該当し、専ら法人等の内部に関する情報であるため。また、その他は舞鶴市情報公開条例第5条第5号に該当し、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。		
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。		
担当部課等	建設部 土木課 電話番号 0773-66-1053 (内線2366)		
備考			
注意	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。 		




(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく

一部非公開

決裁権者
課長

編てつ
番号

起因日 令 2 . 3 . 2	起案日 令 2 . 3 . 2	決裁日 令 2 . 3 . 2	施行日
文書分類 27-07 (河川整備事業費)	保存年数 5年(6年度まで)	文書番号 第 号	
文書主任 審査	文書審査担当課審査	浄書 校合 公印	発送  
起案者 土木課 整備係 真下恵充  内線 2357 番	公開状況		







件名
舞土河川第129号 小田内川土砂撤去工事

決裁

市長 副市長 副市長

建設部 土木課





部長 次長等 課長等 係長等 係員

合議

建設部 建設総務課 総務係

部長 次長等 課長等 係長等 係員

政策推進部 財政課 財政係

部長 次長等 課長等 係長等 係員

※ 200万未満に於て合議省略

伺 い 文

主文：

表記について、下記のとおり発注してよろしいか。

内容：

工事名 : 小田内川土砂撤去工事 (舞土河川第 129 号)

工事場所 : 舞鶴市 字八戸地 地内

工事期間 : 契約日から令和 2 年 3 月 31 日

予算科目 : 一般会計 款 8 項 03 目 01 節 15 工

執行事業名 : 河川整備事業 予算額: 4,000 千円

設計額 : 1,441,000 円

(うち消費税及び地方消費税額 131,000 円)

工事概要 : 土砂撤去工 N=1 式

契約方法 : 随意契約

随契理由 : 市民生活の安全を確保するため緊急対応が必要なことから、下記条項を適用するもの。

(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)

見積業者 : 佐伯工業株式会社 代表取締役 江上 英二

選定理由 : 現場近接地において他工事施工中であり、早急な対応が可能であるため。

(舞鶴市契約規則第 24 条第 2 項第 4 号)

契約保証金 : 無

前払金 : 無 部分払 : 無

監督職員 : 主任監督員 長谷博司 監督員 真下惠充

検査職員 : 建設部長指名

起工理由 : 本河川において、土砂が堆積し流下の支障となっているため、緊急にこれを撤去するものです。

見積金額 : 1,193,500 円 (内税 1,085,000 円)

【添付書類】

設計書、図面、契約書 (案)、監督職員選任通知書 (案)



工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 小田内川土砂撤去工事
- 2 工 事 番 号 舞土河川第129号
- 3 工 事 場 所 舞鶴市 字八戸地 地内
- 4 工 期 令和2年3月2日 から
令和2年3月31日 まで
- 5 請 負 代 金 額 金 1,193,500 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 108,500 円)
- 6 契 約 条 項 舞鶴市工事請負契約約款 (平成9年舞鶴市告示第39号。以下「約款」という。)の条項によるものとする。また、約款以外の特約条項については、別紙記載のとおりとする。
(1) 契約保証金 免除
(2) 前 払 金 無
(3) 部 分 払 無
上記部分払の項目を「有」と指定しているものについては、この請求は、工期中 回を超えることができない。
(4) 適用除外条項 第4条、第35条、第36条、第37条、第38条、第44条
(5) 特約条項 無
- 7 留 意 事 項 約款第10条第1項の規定により、この契約の履行に際して定めなければならない者は、次のとおりである。
(1) 現場代理人
(2) 主任技術者

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の項目に記載している内容による公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

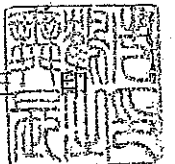
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月2日

発注者 舞鶴市

舞鶴市長 多々見 良三



受注者 (住所)

(氏名)

舞鶴市字八戸地第1793番地





佐伯工業株式会社

代表取締役 江上英二

印



令和元年度 小田内川土砂撤去工事設計書

調	査	検	算
			

本設計書は参考資料であり、あくまでも発注者の予定価格を算出するためのもので、何ら契約上の拘束力を生ずるものではない。
 「法定権利費の事業者負担額、安全訓練等に要する費用等」を現場管理費等の一部として率計上している。

建設部土木課

特記仕様書

1. 工事名称

舞土河川第129号 小田内川土砂撤去工事

2. 工事場所

舞鶴市 字八戸地 地内

3. 工事概要

土砂撤去工 N=1 式

4. 工期

契約日の翌日から令和2年3月31日

5. 工事の種類

本工事は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)別表第1の上欄に掲げる、土木一式工事に該当する。

6. 本工事に適用する仕様書

本工事は、本特記仕様書、舞鶴市工事共通仕様書(平成24年版)(以下「舞鶴市共通仕様書」という。)及び舞鶴市共通仕様書1-2(用語の定義)第10に規定する工事共通仕様書として、次の仕様書を適用する。

「土木工事共通仕様書(案)」平成29年9月京都府刊
ただし、第1編共通編第1章総則を除く

7. 成果品

本工事の成果物は着工前、施工中、完了写真の提出を行うものとする。

8. その他特記事項

- 1, 設計図書に明記されていない事項であっても、工事遂行上必要な事項は監督員の指示に従い受注者の負担により施工を行わなくてはならない。
- 2, 特記仕様書に明記されていない事項及び、疑義が生じた場合は遅滞なく監督職員と協議を行い、その指示により施工を行うこと。

工事番号	舞土河川第129号	施工年度	令和元年度
工事名称	小田内川土砂撤去工事		
工事場所	舞鶴市 字八戸地 地内		
路線名	小田内川		
発注者	舞鶴市		
事業種別			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事日数	日		
部課名	建設部土木課		
契約方法	随意契約		
合計額	¥1,441,000.-		
工事価格	¥1,310,000.-		
消費税相当額	¥131,000.-		
工事概要	土砂撤去 N=1式 (V= 60.5 m3)		

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	河川維持工事							場所区分:補正なし
			土砂撤去	式	1			A- 1号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
			共通仮設費	式	1			
	純工事費							
			現場管理費	式	1			
工事原価								
			一般管理費	式	1			
工事価格								
消費税相当額								
合計額							1,441,000	

間 接 工 事 明 細 書

設 計		条 件	
工 種		共通仮設費対象外額	
場所区分		現場管理費対象外額	
前払い率		一般管理費対象外額	
契約保証区分		支給共反費対象外額	
積雪寒冷地域			

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

共通仮設費 = 対象額 × 率 = []

対象額 = 直接工事費 + 支給品費 + 事業損失防止施設費 - 共通仮設費対象外額 - 支給共反費対象外額 + 準備費処分費 - 処分除外費 = []

率 = 対象額による率 × 地域補正係数 = []

対象額による率 = 下限率 = []

現場管理費 = 対象額 × 率 = []

対象額 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 支給品費 + 支給品費(明) - 現場管理費対象外額 - 支給現場費対象外額 - 処分除外費 = []

率 = 対象額による率 × 地域補正係数 = []

対象額による率 = 下限率 = []

間接工事明細書

基礎

出

算

一般管理費 = 対象額 × 率 + 対象額 × 契約保証補正值 - 調整額

= []

対象額 = 工事原価 - 一般管理費対象外額 - 処分除外費 + 一般管理補正額

= []

率 = 対象額による率 × 前払補正

= []

対象額による率 = 下限率

= []



様式第1号 (第3条関係)

令和2年11月23日

舞鶴市長様

住 所 京都府舞鶴市字伊佐津58-3

請求者 氏 名 大槻 賢孝

電話番号 090-3352-7121

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業
所の所在地並びに名称及び代表者の氏名]

連絡先 (法人その他の団体の担当者)

氏 名

電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	令和元年度発注の西舞鶴駅東口駐輪場整備工事 (令和2年1月31日入札、2月5日契約) において令和2年3月24日、大岡正之建設部次長兼土木課長 (当時) が佐伯工業から当面の経費 (1,193,500 円) を令和2年4月中に入金して欲しい旨を依頼された内容がわかるもの。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	上記不適切事案について市民として詳細内容を確認するため。
※ 受付年月日	令和2年11月24日
※ 担当部課等	建設部 土木課 電話番号 0773-66-1053 (内線 2366)
※ 備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する口にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。